

【日 時】 令和6年7月29日（月） 14:00～16:00

【会 場】 校長室

【出席者】 生徒指導課いじめ対策室 指導主事
校長、前期教頭、後期教頭、いじめ対策推進教員
1 学年生徒指導担当、2 学年主任、3 学年主任、4 学年主任、
5 学年主任、6 学年主任、P T A 役員 3 名

【概 要】

14:00～14:50 現状の聴き取り、協議

いじめ総点検チェックシートをもとに聴き取り、指導

1. 学校の組織力強化について

(1) いじめが疑われる事案に対する対応はどのようにしているか。

→学年団中心の対応。いじめ対策推進教員が集約し、管理職への報告を行いながら組織的に取り組んでいる。

(2) 校内でどのように情報共有しているか。

・ 月例の職員会議まで待つのは避ける。（指導）

→職員朝会等で情報共有している。

(3) 保護者にどのように報告しているか。

・ 加害保護者への連絡も確実にする。初動が重要である。（指導）

(4) 管理職まで遅延なく報告されるための方策は？

・ いじめ対策委員会の会議録を学年主任の輪番とすることで委員の理解が深まるといふ実践もある。（指導）

→本校は、いじめ対策推進教員が集約することで組織的な取組につなげる。

(5) いじめ対策委員会の会議録に何を保存しているか。

・ 会議録で一括りとした記録の押印欄は、斜線を引いて分かるようにする。（指導）

(6) スクールカウンセラーと、対策組織の会議情報を共有しているか。

→会議録を示し、いじめ対策推進教員等が説明し共有している。

・ S C が未読のところに付箋が貼ってあってわかりやすい。他校にも共有したい。（指導）

(7) 学校いじめ防止基本方針に、「発達支持的生徒指導」「課題予防的生徒指導：課題未然防止教育」「課題予防的生徒指導：課題早期発見対応」「困難課題対応的生徒指導」の4層構造への見直しを行ったか。

・ ホームページに、学校いじめ防止基本方針だけでなく、p 4 からの行動計画も掲載すること。（指導）

→夏季休業中に対応する。

2. 教員の意識改革と指導力・対応力の向上

(2) 校内研修の予定について

・ 「情報モラル」についても校内研修を行うこと。その際は、Nits（独立行政法人

教職員支援機構)の動画利用も考えられる。(指導)

- ・ 欠席者にもキーワード、記録動画等で情報がいきわたるように工夫する。(指導)

(3) いじめの疑いがあり、第1次判断した記録について

- ・ 認知、一次判断で「なし」としたものについて、本人が「嫌だ」ということで対応したのなら、いじめありと認知してよい。(指導)

3. 相談しやすい体制 (様式1参照)

(2) 面談は、定期的に期間を設けて実施しているか。

- ・ 年間行事予定、月予定に示すこと。(指導)

→学年ごとに日程が異なるので、大まかな時期を欄外に記載する。

4. 保護者との連携

(1) 学校のいじめ防止基本方針についてどのように周知しているか。

- ・ 保護者には印刷して配付してもらいたい。(指導)
- ・ 先生方の理解が重要である。(指導)

→職員朝会等情報共有の場で方針も確認しながら説明している。

(2) 被害保護者への対応について

- ・ 人間関係をつくり、スムーズに対応できるようにする。(指導)
- ・ 初動の掛け違いがあることが多い。指導から支援へ。(指導)

14:50~16:10 グループワーク

事案について3つの場面に分けて、シミュレーションを行った。事案は、「SNSトラブル」「いじめ類似行為」「自分の名前を出しての対応を拒む」など、実際に即したものであった。

閉会時

- ・ 暑い中、一生懸命に研修する先生方の姿は本当にありがたい。安心した。同級生が先生に呼び出されるのは見ているので、配慮が必要である。(PTA副会長)
- ・ 素早く対応しているのがよく分かった。職員の仲の良さ、情報共有が大切。いじめについては、その場面だけで加害者、被害者として見るのではなく、背景もみてもらいたい。教育の場なので取り調べのようにならないようお願いしたい。(PTA副会長)
- ・ 学校のSNS対策は分かったが、子どもたちにSNSトラブルが多発していることをSNSの会社に訴え、AIなどで対策してもらいたい。(PTA副会長)
- ・ 研修の様子を保護者に見ていただく良い機会となった。(校長)